

令和5年3月10日

長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する
普及・広報を行う事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する普及・広報を行う事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和5年2月10日～令和5年2月24日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 技術能力に関する要件
- 2) 公平性及び中立性に関する要件
- 3) 守秘的に関する要件
- 4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

<選定した事業者>

○長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する普及・広報を行う事業

提案者：2者（株式会社 日建学院、ほか1者）

選定：株式会社 日建学院